

# 本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の 整理・縮小について（要請）

令和3年5月

沖縄県



知基第60号  
令和3年5月27日

内閣総理大臣  
菅 義 健 殿

沖縄県知事 玉城デニー

## 本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小 について（要請）

沖縄県は、令和4年に本土復帰50年という大きな節目を迎えることとなります。この50年で沖縄県はめざましい発展を遂げることができました。人口は復帰時の96万人から146万人まで増加し<sup>\*1</sup>、県民総所得(名目)は5千億円から4兆7千億円<sup>\*2</sup>に、年間入域観光客数は56万人から947万人<sup>\*3</sup>に増加しています。インフラの整備も飛躍的に進み、モノレールの開通や多くの島々が橋で結ばれるなど、まさに隔世の感があります。

一方、米軍基地については、米軍専用施設面積が昭和47年の2万8千ヘクタールから現在の1万8千ヘクタールへと33.7パーセント減少したものの、依然として全国の70.3パーセントが本県に集中し、沖縄本島の実に14.6パーセントを占めています<sup>\*4</sup>。

太平洋戦争の際、沖縄に上陸した米軍は、住民を収容所に強制隔離し土地の強制接収を行い、新しい基地を建設していました。さらに、太平洋戦争終結後も、米軍は、朝鮮戦争の勃発など国際情勢の変化や本土からの海兵隊移設に伴い、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、家を破壊し、田畠を潰して新たな基地を造っていました。沖縄県民は、50年前、本土復帰によって米軍基地も「本土並み」になるものと期待しておりました。しかし、復帰前に建設された米軍基地の多くが、今でも沖縄に存在し続けています。

\*1 沖縄県「推計人口」昭和47年959,615人、令和2年9月1,458,730人

\*2 沖縄県「県民経済計算」県民総所得(名目)昭和47年度5,013億円、平成29年度46,742億円

\*3 沖縄県「入域観光客統計」年間入域観光客数 昭和47年度558,593人、令和元年度9,469,200人

\*4 沖縄防衛局提供資料 在日米軍専用施設面積（令和2年3月31日現在）（P18図表1）

全国 263,067千m<sup>2</sup>、沖縄 184,836千m<sup>2</sup>（割合70.26%）

米軍基地が集中することにより、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶つことがありません。普天間飛行場、嘉手納飛行場及び訓練場の周辺住民は、昼夜を問わない訓練により、騒音や排気ガスの悪臭等に苦しめられ続けています。

また、米軍人等による凶悪事件は、平成7年には沖縄本島北部において在沖米海兵隊員3名が女子小学生を暴行する事件、平成28年にはうるま市において米軍軍属による女性暴行殺人事件、平成31年には北谷町において米海軍兵による女性殺人事件など痛ましい事件が発生しており、殺人、強盗、強姦といった凶悪事件は復帰後583件発生しています。

航空機事故も相次いでおり、平成16年に宜野湾市の沖縄国際大学への海兵隊CH-53Dヘリコプターの墜落事故、平成28年に名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年に東村高江の牧草地にCH-53Eヘリコプターが不時着炎上する事故及び宜野湾市の普天間第二小学校にCH-53Eヘリコプターが窓枠を落下させる事故が発生しています。これらの事故は、一歩間違えば県民の生命に関わる大変重大な事故です。

また、広大な米軍基地は沖縄経済をフリーズさせています。例えば、既に返還された駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果を試算すると、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の3地区合計では返還後の跡地利用により、返還前と比べて直接経済効果<sup>\*5</sup>が約28倍、雇用者数<sup>\*6</sup>が約72倍となっています。平成22年に返還されたキャンプ瑞慶覧アワセゴルフ場跡地においては、県内最大規模の商業施設や大型総合病院が建設され、同地区の県全体への経済波及効果は1年当たり約574億円<sup>\*7</sup>となっており、平成27年に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地では、沖縄健康医療拠点の形成に向けた整備が進められております。

沖縄県は、日米安全保障体制の必要性を理解する立場です。また、昨今の日本を取り巻く安全保障環境は、厳しさを増しているということは沖縄県も理解しております。しかし、沖縄の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではありません。

沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、目に見える形で沖縄の過重な基地負担の解消を図っていただく必要があります。

沖縄県では、令和元年度及び2年度に「米軍基地問題に関する万国津梁会

---

\*5 沖縄県「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月)」

\*6 沖縄県「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料)」、「経済センサス活動調査(H24)」

\*7 泡瀬土地区画整理組合による試算

議」という専門家会議を設置し、「在沖米軍基地の整理・縮小」をテーマに議論していただき、以下の提言を受けました。<sup>\*8</sup>

- 1 辺野古新基地計画は完成が困難であり、本来の目的である普天間飛行場の速やかな危険性除去と運用停止を可能にする方策を早急に具体化すべき。
- 2 近年の安全保障環境を踏まえて沖縄米軍基地の整理・縮小に取り組むべき。
- 3 沖縄はアジア太平洋における緊張緩和・信頼醸成のための結節点を目指すべき。

また、同会議は、「沖縄への米軍基地の集中は、政治的には沖縄県民の反発の高まりによって、また軍事的には中国などのミサイル能力の向上によって、ますます脆弱になっている。海兵隊を含めた米軍自身も、中国のミサイルの脅威に対応するべく、部隊の分散化を進めている。日米同盟が安定的に維持されるためにも、沖縄への米軍基地の集中を是正し、日本全体・アジア全体の視野に立って安全保障の負担のあり方を見直すべきである。」<sup>\*9</sup>としています。

特に海兵隊の新たな戦略である遠征前方基地作戦(EABO)については、「海兵隊は分散された小規模な兵力で重要な位置にある離島などに一時的な拠点を構築することが目指されている。」「海兵隊は、EABOを推進するに当たり、「潜在敵国が米国の固定的で脆弱な基地を標的にしようとする」のに対し、「集中した、脆弱な、そしてお金のかかる前方のインフラやプラットフォームに依存しない新しい遠征型の海軍力の構造を発展させる」ことを目指している。」<sup>\*10</sup>としております。

このように、同会議の提言は、沖縄県のこれまでの主張を単に肯定したものではなく、「軍事的合理性も重視しつつ、それが沖縄米軍基地の整理・縮小と両立しうる道筋を探った」ものです。

本要請も、日米安全保障体制の維持を前提としています。

沖縄県としては、バイデン新政権は、同盟国の協力を重視する姿勢であり、米中の政治的・軍事的対立が激化している中、日本が米中の緊張緩和の必要性、沖縄の基地負担の軽減について、自らの立場を主張する機会が生まれているものと承知しております。

\*8 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」(令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議) P i ,P ii

\*9 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」(令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議) P19

\*10 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」(令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議) P8, P19 38th Commandant of the Marine Corps, *Commandant's Planning Guidance, 2019.*

また、政府は、「沖縄における負担の軽減については、安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。」との認識に立っており、菅総理大臣は、これまで沖縄の基地負担の軽減のために「できることはすべて行う」と発言されています。

沖縄県としては、本要請はすべて「できること」であると考えています。日米両政府におかれでは、本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地の一層の整理・縮小、負担軽減に取り組んでいただきますよう要請いたします。

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 在沖米軍基地の整理・縮小について               | 1  |
| 2 基地負担の軽減について                    | 5  |
| 3 訓練水域・空域の削減について                 | 10 |
| 4 日米地位協定の抜本的な見直しについて             | 12 |
| 5 更なる在沖米軍基地の整理・縮小に向けての<br>協議について | 13 |
| 6 アジアにおける緊張緩和と信頼醸成について           | 15 |
| 図 表                              | 18 |



# 1 在沖米軍基地の整理・縮小について

## 要 請

- (1) 在沖米軍基地の整理・縮小を一層進めること。整理・縮小を行うに当たっては、沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄」をあるべき県土の姿としていること、沖縄県議会において繰り返し「海兵隊の撤退」が決議された経緯を踏まえ、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現すること。
- (2) 特に、普天間飛行場の県外、国外移設及び早期返還に取り組むとともに、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。
- (3) 在沖米軍基地の整理・縮小と併せて、駐留軍等労働者への影響が最小限になるような雇用対策を行うこと。

## 説 明

### (1) 基地の整理・縮小

冒頭申し上げたように、沖縄県は、日米安全保障体制の必要性を理解する立場です。しかしながら、在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。都道府県ごとの米軍専用施設面積の割合をみると、沖縄県の70.3パーセントに対し、次に割合の高い青森県が9.0パーセント、神奈川県が5.6パーセント、東京都が5.0パーセントであり、沖縄県の過重負担は明らかであります。<sup>\*11</sup>

広大な米軍基地は、日常的に発生する航空機の騒音や排気ガスの悪臭をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川、海域及び土壤の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生など、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

海兵隊の訓練を県外・国外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく在沖海兵隊約9千人の国外移転を確実に実施するよう強く求め

---

\*11 沖縄防衛局提供資料から試算（P18図表2，3）

ます。

また、同計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の在沖米軍基地の在り方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実に実施される必要があります。

しかし、SACO最終報告における在沖米軍基地の整理・縮小や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還においては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、普天間飛行場の辺野古崎への移設のように多くの県民が望まない移設が進められたり、また、北部訓練場の過半の返還においては東村高江集落の周辺にヘリパッドが集中することとなり、激しい騒音が発生するなどの問題が起こっています。このため、今後、在沖米軍基地の整理・縮小を検討するに当たっては、沖縄県外への移設を前提とする必要があります。

また、同計画による返還が全て実施されたとしても沖縄の米軍専用施設面積は、全国の69パーセント程度<sup>\*12</sup>にとどまり、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあることから、更なる返還が必要であると考えております。

日米両政府は、中国のミサイル能力の向上とそれに伴う米軍基地の脆弱化といったアジア太平洋における近年の安全保障環境の変化を踏まえても、米軍の兵力構成や基地の在り方を柔軟に再検討し、在沖米軍基地の整理・縮小を加速させるべきであります。<sup>\*13</sup>

さらに、沖縄県は沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄をるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」としていること、沖縄県議会においては、繰り返し「在沖米海兵隊の撤退を図ること」を決議していることなどを重く受け止めるべきであります。

このようなことから、米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定す

---

\*12 沖縄防衛局提供資料から試算

在日米軍施設・区域（専用施設）面積

令和2年現在 全国 26,307ha、沖縄県18,484ha(70.3%)

統合計画完了後 全国 25,382ha、沖縄県17,559ha(69.2%)

普天間飛行場の返還は、県内移設を伴わないものとして試算

\*13 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」（令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議）P ii

る必要があります。その数値目標の設定に当たっては、沖縄県の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

さらに、北部訓練場に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、日米地位協定第2条第4項(b)により米軍が使用することが可能な状態となっております。これらのダムにおいては、昭和63年以降訓練が行われておりますが、水源となっているダムで訓練を行うことは、県民に不安を与えるものであり、米軍による共同使用の解除を求めます。

## (2) 普天間飛行場の早期返還、辺野古新基地建設断念

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、危険性の除去及び同飛行場の早期返還は県民の強い願いであります。しかしながら、近年、外来機の飛来の増加などによって、同飛行場における航空機の離着陸回数は増加しており<sup>\*14</sup>、周辺住民は依然として大きな負担を強いられております。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去2回の知事選挙をはじめ、参議院議員選挙、衆議院議員選挙など、一連の選挙において揺るぎない形で示され続けております。平成31年2月に行われた県民投票<sup>\*15</sup>においても、辺野古埋め立て反対の民意が圧倒的多数で明確に示されたことは、極めて重いものであります。

防衛省は、辺野古新基地建設について、統合計画に示されている提供手続の完了までに要する期間が約12年になると公表しており、沖縄県としては、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につ

---

\*14 「普天間飛行場離発着状況」(沖縄防衛局提供資料)(P19図表4)

平成29年度 常駐機13,166機、外来機415機、合計13,581機

平成30年度 常駐機14,576機、外来機1,756機、合計16,332機

令和元年度 常駐機14,072機、外来機2,776機、合計16,848機

令和2年度 常駐機16,380機、外来機2,590機、合計18,970機

\*15 「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」(平成31年2月24日投票)

投票率 52.48%

賛成 114,933票 (19.0%) 反対 434,273票(71.7%) どちらでもない 52,682票(8.7%)

無効投票数 3,497票 (0.6%)

( ) は投票総数に占める割合

ながらないことが明確になったものと考えております。

また、防衛省は、総工費が約9,300億円になることも公表していますが、今回公表された総工費は現時点での検討を踏まえたもので、今後、さらに、工期が伸び、総工費が膨れ上がる可能性があります。

仮に、辺野古新基地を十数年もかけて完成させたとしても、軟弱地盤の影響により、不同沈下が起きることは専門家も指摘<sup>\*16</sup>するところであり、そうなると基地機能の維持にも膨大な予算を要することとなり、却つて米国の信頼を著しく損なう事態になるのではないかと考えております。

辺野古新基地計画はもはや「唯一の解決策」にはなり得ず、完成すら困難であり、民主主義や環境破壊のみならず、財政や安全保障の観点から見ても現行案のような「大規模で恒久的な新基地建設」は合理的ではなく、新たな打開策を見いだすことが日本全体、また日米同盟にとっても有益あります。

政府は、辺野古新基地建設計画を見直し、辺野古移設を前提とすることなく、本来の目的である普天間飛行場の速やかな危険性の除去と運用停止を可能にする方策を見いだすべきであります。

### (3) 駐留軍等労働者対策

駐留軍等労働者は、在日米軍の安定的な駐留、円滑かつ効果的な運用を支え、日米安全保障体制を維持する上で大きく寄与しており、本県には、駐留軍等労働者全体の約35パーセントを占める約9千人がおります。

在沖米軍基地の整理・縮小にあたっては、駐留軍等労働者に対する影響を最小限にし雇用不安を与えることのないよう、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつ、きめ細かな雇用対策を行っていただく必要があります。

---

\*16 日本大学鎌尾章司准教授等の指摘

## 2 基地負担の軽減について

### 要 請

- (1) 在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。
- (2) 特に、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去を図るため、直ちに、所属機の分散移転・ローテーション配備を行うこと。
- (3) オスプレイの配備を撤回すること。
- (4) 訓練場の能力を超える訓練を廃止すること。
- (5) 米軍基地の運用の変更については、沖縄の基地負担の増加につながることは絶対に避けること。
- (6) 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機の騒音や排気ガスの悪臭の軽減を図ること。また、米軍の活動に起因する環境問題の解決を図ること。

### 説 明

#### (1) 分散移転・ローテーション配備

米軍基地の運用に伴う航空機騒音や環境汚染等の様々な問題を解決するためには、米軍基地の整理・縮小とともに、県外又は国外への分散移転・ローテーション配備など地元が負担軽減を実感できる取り組みが重要であります。

分散移転等については、アジア太平洋の安全保障環境の変化に伴い、米軍の戦略が「集中から分散」<sup>\*17</sup>へと大きく変化している状況を勘案すると、米国側の理解も得られると思料しています。現に第38代米海兵隊総司令官バーガー大将は、「海兵隊はインド太平洋の部隊を分散しなければならない」<sup>\*18</sup>などと繰り返し述べていると承知しています。

平成9年まで沖縄県で実施されていた県道104号線越え実弾砲撃演習の本土への訓練移転については、複数の自衛隊基地で訓練が行われることにより、地元への影響も分散されていると承知しております。このこ

\*17 2020NDAA第1253条報告書 デビッドソンインド太平洋軍総司令官は「潜在的な敵のミサイル攻撃能力に対し非常に脆弱な大規模で集中型の基地に物理的に軍隊を集中させることは戦略として賢明ではなく、運用的にも実行不可能である…統合部隊のローテーションによる前方配備こそが、米国のコミットメントを示し、潜在的な敵の攻撃へ対処し、同盟国や協力国の理解を得ることを同時に成立させる、最も信頼性の高い方法だ。」としている。

\*18 米海軍研究所ニュース電子版(2020.9.24)バーガー海兵隊総司令官は、「今後数十年間中国の攻撃に対する抑止を成功させたいなら、海兵隊はインド太平洋地域の部隊を分散しなければならない。」と発言した。

とから、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいと考えております。

また、海兵隊の海外でのローテーション配備について、既に実施しているオーストラリアに加え、フィリピンなど他のアジア太平洋地域諸国に展開することは、在沖米軍基地の整理・縮小を行う上でも大変重要であると認識しております。

## (2) 普天間飛行場の危険性除去

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。同飛行場所属機は、平成16年に沖縄国際大学への墜落事故、平成29年に緑ヶ丘保育園の屋根に部品が落下したとみられる事案及び普天間第二小学校の校庭に窓枠を落下させる事故、令和元年に浦西中学校に部品を落下させる事故を起こしています。これらの事故は、一歩間違えば県民の生命に関わる重大な事故につながりかねず、日米両政府には、最悪の事態が起こる前に、一日も早い危険性の除去に取り組んでいただく必要があります。

## (3) オスプレイ配備撤回

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年に名護市安部沿岸で墜落事故を起こしたほか、緊急着陸を繰り返しています。

こうした事案が発生する度に沖縄県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。

沖縄県は、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回とともに、訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要請します。

## (4) 訓練場の能力を超える訓練

平成30年、キャンプシュワブ演習場レンジ10から発射された50口径弾が、名護市数久田にある農作業小屋の窓ガラスを貫通する事故が発生するなど、流弾事故は復帰後約30件発生しています。米軍による流弾事故は、射程距離の長い重機関銃によるものが多く、射程距離より小さい演習場での訓練の在り方に疑問が持たれています。

また、令和元年には、キャンプ・ハンセンで実施されていた訓練で使用された照明弾が、金武町の民間地に落下する事故が発生しており、地元自治体は住宅地付近における訓練の恒久的中止を要請しております。

さらに、津堅島訓練水域におけるパラシュート降下訓練は、同水域が定期船や漁船などが航行する水域での訓練であり、過去には、訓練水域外の津堅島の南の防波堤の近くに降下する事故も発生したこともあり、一歩間違えれば重大な事故に繋がる訓練であることから、地元から訓練中止の要請があります。

沖縄の米軍の訓練場は、住民が生活する地域と隣接しているため、事故が発生した場合、県民の生命・財産に関わる大きな事故につながる可能性が高く、このため、訓練場の能力を超える訓練については、廃止するべきであります。

米会計検査院などは、沖縄は演習場として狭く市街地に近いため、海兵隊の訓練に制約となっていると報告しており<sup>\*19</sup>、米軍の運用上も県外・国外の広い訓練場を利用することが求められていると考えております。

さらに、伊江島で行われているパラシュート降下訓練について、平成19年の日米合同委員会において、「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが合意されたことから、これまで同訓練が嘉手納飛行場において繰り返し実施されております。しかし、どのような場合が「例外的な場合」に当たるか明確にされておらず、しかも日本政府が「例外的な場合」に当たらないとして訓練の中止を要請したにもかかわらず、訓練が実施されるという事案も度々発生しております。

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練は、SACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであり、平成19年の日米合同委員会の合意を廃止し、嘉手納飛行場での同訓練を中止すべきであります。

## (5) 基地の運用の変更

米国がアジアに配備を計画しているとされる中距離ミサイルについて

---

\*19 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」(令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議) P17 United States General Accounting office, *Military Training: Limitation Exist Overseas but Are Not Reflected in Readiness Reporting, 2002*, p.7; *Marine Corps Installations Pacific, 2025 Strategic Vision*, p.9.

も、米側は沖縄への配備については現時点において計画はない<sup>\*20</sup>としておりますが、沖縄県への配備が計画された場合は、新たな基地負担となり、県民の平穏な日常生活が不安にさらされることとなることから、断固反対いたします。万が一これが現実に計画された場合、県民の反発が日米安全保障体制の維持に大きな影響を与えることは自明であります。

また、米国の報道によると、米海兵隊バーガー総司令官は、2027年までに「海兵隊沿岸連隊」を沖縄に配備するとしております。<sup>\*21</sup>同部隊の沖縄配備により兵員数の増加はないとされておりますが、海兵隊の再編により基地負担の増加につながることは、あってはならないと考えております。

## (6) 騒音対策、環境対策

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音や排気ガスの悪臭は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

両飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されていますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的、かつ、実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、県外・国外への分散移転・ローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取り組みを併せて行っていただく必要があります。

さらに、LHDデッキの改修後、騒音が激しくなっている伊江島補助飛行場における騒音対策をはじめ、本島内の訓練場周辺地域においても騒音被害が日常化している北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス、ガンダ、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用中止、住宅地上空の飛行の回避、夜間の訓練飛行の制限等の措置を講じていただく必要があります。

嘉手納飛行場、普天間飛行場等の周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、安全な水道水の確保等を図るた

---

\*20 令和元年10月知事訪米の際、米国防総省東アジア担当部長に確認

\*21 米連邦議会調査局報告書「海兵隊再編イニシアチブ」(2020.5)。

ロイター通信電子版(2020.7.23) バーガー海兵隊総司令官が海兵沿岸連隊を2027年までに沖縄に創設すべく日本政府との協議を開始したことを明らかにしたとする報道。

め、使用の禁止、代替品への早期交換を米軍に働きかけるとともに、発生源特定のための調査等の措置を講じていただく必要があります。

その他、米軍が使用したアスベスト含有建材の適切な処理、オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響の実態調査、米軍航空機の排気ガスによる悪臭の防止対策等、米軍の活動に起因する環境問題について、適切な対策を講じていただく必要があります。

### 3 訓練水域・空域の削減について

#### 要　請

沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。

#### 説　明

沖縄本島の周辺では、27か所の訓練水域と20か所の訓練空域が米軍に提供されており、訓練水域の面積は5万5千平方キロメートルで日本全体の訓練水域の実に約71パーセントが沖縄本島周辺に存在しています。<sup>\*22</sup>また、訓練空域は約9万5千平方キロメートルに及び北海道の面積の約1.1倍に相当する広大なものあります。さらに、訓練空域に加え、近年、「アルトラブ」と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されています。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における離発着回数の合計は、令和2年度約6万7千回で、うち約1万4千回、約20パーセントは外来機による使用となっています。<sup>\*23</sup>

例えば、普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたKC-130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っている<sup>\*24</sup>と言われているように、外来機の多くは沖縄近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練が目的であると考えられます。

また、沖縄周辺の広大な米軍提供水域によって、漁場が制限されるとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。例えば、ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺の沖縄本島に接近した海域は、カツオやマグロ、ソディカの好漁場であり、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域は、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もしく養殖場が隣接していますが、米軍提供水域によって大きな制約を受けております。

これらのことから、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、

\*22 沖縄防衛局提供資料（P19図表5）

訓練水域　沖縄周辺54,938km<sup>2</sup>、日本周辺77,000km<sup>2</sup>(71.3%)  
訓練空域　沖縄周辺95,416km<sup>2</sup>

\*23 沖縄防衛局提供資料(令和2年度航空機の離着陸等状況)（P20図表6）

嘉手納飛行場　常駐機36,825回、外来機11,061回(外来機割合23.1%)  
普天間飛行場　常駐機16,380回、外来機2,590回(外来機割合13.7%)

\*24 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」（令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議）P6 United States General Accounting Office, *Marine Corps Asia Pacific Realignment: DOD Should resolve Capability Deficiencies and Infrastructure Risks and Revise Cost Estimates*, April, 2017, p.19.

もに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにする必要があります。

加えて、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、「アライバル・セクター」と言われる米軍優先空域が設定されているとのことであり、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が1,200フィート（約360メートル）以下の低高度に制限される管制業務上の措置が執られています。

今後、増大する航空需要への対応や航空交通の安全性や安定性を確保するため、沖縄周辺空域の航空管制の見直しや航空ルートの拡大を検討していただきたいと考えております。

また、令和2年12月末から令和3年1月にかけて3回にわたり延べ11機の米軍機が座間味村及び渡嘉敷村周辺において、同年2月には国頭村辺戸岬周辺において低空飛行訓練を行っております。提供施設・区域外の訓練は、地域住民に強い不安を与えることから、提供施設・区域外における訓練を実施しないことを強く求めます。

## 4 日米地位協定の抜本的な見直しについて

### 要 請

早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

### 説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年近くが経過しており、人権や環境問題に対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県はこれまで3度にわたりその見直しを訴えています。

沖縄県が行った他国地位協定調査の結果、NATOに加盟するドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスや米軍を訪問軍として受け入れるフィリピン、オーストラリアにおいては、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。これに対して政府は、相互防衛義務の有無などを理由に否定的な見解を示していますが、国民の生命や財産を守るという観点から、日米地位協定の見直しに真摯に向き合い、米国と交渉していただきたいと考えております。

世界規模でのコロナ禍において、令和2年、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンにおいて発生した大規模感染は、日米地位協定によって、米軍に国内法が適用されないことが大きな原因の一つであると考えております。今回露呈した検疫に関する問題をはじめ、日米地位協定については、早急に見直しを行っていただく必要があります。

また、在沖米軍の県外への分散移転・ローテーション配備を行うに当たって、米軍が訓練を行う時間や種類など具体的な使用内容について、地元自治体と政府において「米軍の演習場使用に関する協定」を締結することは、地元の不安解消のために重要であります。

さらに、嘉手納町など基地所在市町村から、多発する基地被害の軽減を図るため、米軍専用施設における使用協定締結の要望があること等を踏まえ、日米両政府には地元の意向を踏まえ使用協定の締結を検討していただきたいと考えております。

## 5 更なる在沖米軍基地の整理・縮小に向けての協議について

### 要 請

- (1) 「再編実施のための日米ロードマップ」に続く在沖米軍基地の整理・縮小について、次期日米防衛政策見直し協議(DPRI)や日米安全保障協議委員会(2+2)等で積極的な協議を行うこと。  
その際、日米両政府に沖縄県を加えた3者で協議を行う場(SACWO:SACO with Okinawa)を設けること。
- (2) 日本、米国、沖縄の有識者からなる専門家会合(トラック2)を設置し、普天間飛行場の早期の危険性除去・運用停止の実現や在沖米軍基地の大幅な整理・縮小について議論を行うこと。

### 説 明

#### (1) 日米両政府における協議

在沖米軍基地の整理・縮小については、近年のアジア太平洋地域における安全保障環境の変化や米軍の戦略を踏まえても実行可能であり、日米安全保障体制の維持やアジア地域の安定のためにも有益であると考えております。

日米両政府は、沖縄県の意見を建設的な意見と捉え、次期DPRIや2+2等において積極的な協議を行っていただきたいと考えております。

平成8年のSACO最終報告や平成25年の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」においては、計画の決定に沖縄県や地元市町村が関与できなかったため、地元の意向が十分反映されませんでした。このため、SACO以降の基地の整理・縮小の検証及び今後の沖縄の負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた3者で協議を行う場(SACWO)を設けていただきたいと考えております。

#### (2) トラック2

アジアの安全保障環境は、中国が軍事力を増強するとともに海洋進出を活発化させ、さらに短距離ミサイルや巡航ミサイルなどにより、接近阻止・領域拒否(A2AD)能力を向上させており、北朝鮮も核・ミサイル開発を続けるなど、パワーバランスの変化によって不確実性を増していると承知しております。

米軍の戦略も中国に対抗するため、「マルチ・ドメイン・オペレーション」の策定や「遠征前方基地作戦(EABO)」という新たな作戦を構想す

るなど大きく変化しようとしております。<sup>\*25</sup>

このような、安全保障環境の大きな変化の中で、普天間飛行場の早期の危険性除去・運用停止や在沖米軍基地の大幅な整理・縮小を図るために、日本、米国及び沖縄の民間有識者による知的対話の場、いわゆる「トラック2」を設け、情勢分析や新たな政策提言を行うなど、これまでの考えに囚われない新たな視点での議論の枠組みが有効であると考えております。

そして、それが「トラック1」である政府間協議の場で実現されるというプロセスが重要であり、在沖米軍基地の整理・縮小についての、よりスムーズな議論につながると考えております。

---

\*25 「在沖米軍基地の整理・縮小についての提言」（令和2年3月 米軍基地問題に関する万国津梁会議）P12

## 6 アジアにおける緊張緩和と信頼醸成について

### 要 請

- (1) アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけでなく、域内における緊張緩和と信頼醸成に努めること。
- (2) 尖閣諸島を巡る問題について、安全確保等の適切な措置を図ること。併せて、日中関係の改善に向け平成26年に両国間で確認された「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交(対話)によって、中国との関係改善を図ること。
- (3) アジア太平洋地域における沖縄県の地域協力ネットワーク構築に関する取組を支援すること。

### 説 明

#### (1) アジア太平洋地域における対話

アジア太平洋地域には、安全保障面における緊張関係と経済面における緊密な結びつきという2つの特徴が併存しています。沖縄は広大な米軍基地の存在だけでなく、尖閣諸島を巡る問題においても安全保障問題の最前線にいると言えます。

一方、アジア各国の経済成長と所得向上を背景に沖縄には多くの観光客が訪れるなど、経済的なつながりは強くなっています。

政府は、アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけでなく、域内における緊張緩和と信頼醸成を促進することを目指すべきあります。

政府は、アジア太平洋地域におけるインドやオーストラリアといつたいわゆるミドルパワー諸国との連携を通して、米中対立緩和の道を模索するとともに、米国のプレゼンスを地域全体で支えるという視点を持つべきあります。

#### (2) 尖閣諸島を巡る問題

政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島を巡り、解決すべき領有権の問題は存在しないとの立場をとっているものと承知しており、沖縄県は、政府の見解を支持するものであります。

一方、平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が

接続水域の航行や領海侵入を繰り返しており、沖縄県所属漁船の操業が脅かされております。

政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、海上保安庁の巡視船による現場海域での冷静かつ毅然とした対応や更なる海上保安体制の強化等、適切な措置を講じていただく必要があります。

平成26年に日中間で尖閣諸島を巡る問題について「対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避すること」や「様々な多国間・二国間のチャネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めること」などを内容とした「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項が確認されて以降は、中国公船による接続水域入域が減少しておりましたが、近年、再び増加しております。<sup>\*26</sup> 日中両政府には、同合意の意義を再確認した上で、対話を継続していただきたいと考えております。

### (3) 沖縄県の地域協力ネットワーク構築に関する取組

沖縄は、日本本土、中国、朝鮮半島、台湾、東南アジアの中央に位置するという地理的特性を生かし、琉球王国時代はこれらの国々との交易を通して、人と文化の架け橋すなわち「万国津梁」となることを目指していました。

しかし、76年前の第二次大戦では、住民を巻き込んだ日本で唯一の地上戦の舞台となり、一般県民約10万人を含む20万人余の人々が犠牲になりました。その後27年間、日本本土と切り離され米軍の施政権下となり、米軍は1950年代には、「銃剣とブルドーザー」といわれる強制的な土地の接収により、米軍基地を拡張していきました。現在でも広大な米軍基地は沖縄に存在し続けています。

一方、現在では観光、経済、文化、平和など様々な分野でアジア各国との交流を行うようになりました。

沖縄県は、これまでの歴史や地理的特性を生かすことによって、軍事面での安全保障ではなく、幅広い分野において我が国とアジア太平洋地域との交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担うことができると確信しております。

---

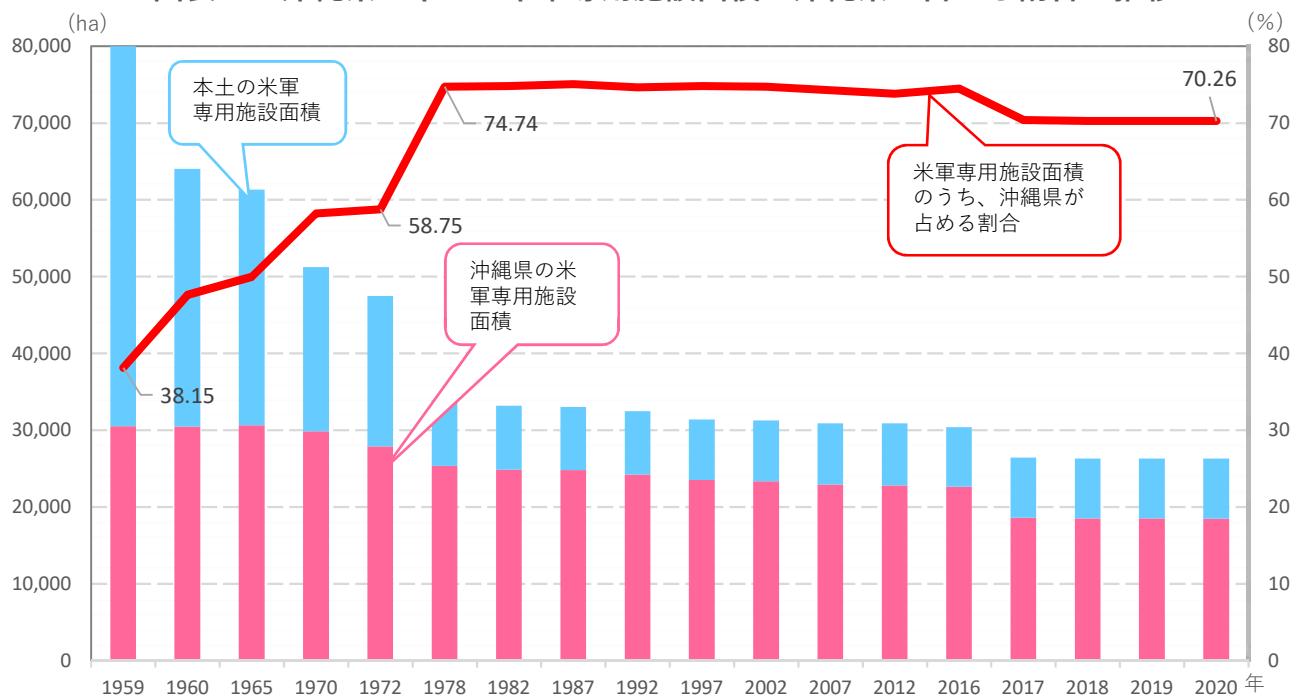
\*26 第十一管区海上保安本部提供資料（P20図表7）

沖縄県としましては、これまでの交流に加え、広島・長崎との連携を深めるとともに、今後は地域の安全保障や軍縮、海洋問題、災害支援、「人間の安全保障」（環境や医療、人権問題等）についても、対話の場となりたいと考えております。

米中対立の長期化に伴い、アジア太平洋地域において信頼醸成ネットワークを構築することは、日本にとって喫緊の課題であると認識しております。沖縄を地域の信頼醸成ネットワークのハブとすることは、日本全体にとっても経済と安全保障の両面で大きなメリットがあると考えております。

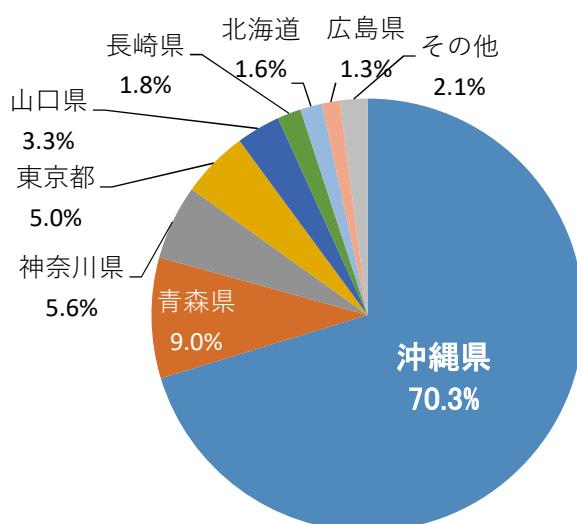
政府におかれでは、沖縄が「アジア太平洋における地域協力ネットワークのハブ（結節点）」となるよう、国際機関の誘致や国際会議の共催など積極的な支援を行っていただきたいと考えております。

図表1 沖縄県と本土の米軍専用施設面積と沖縄県が占める割合の推移



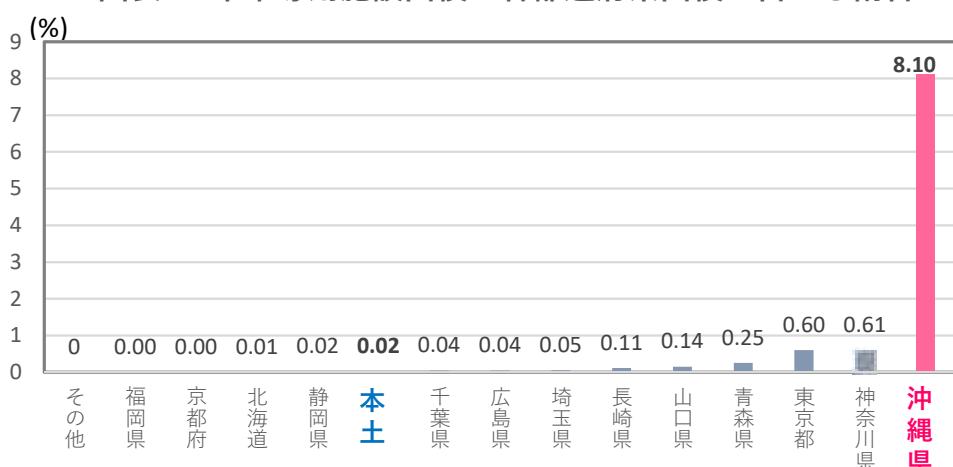
沖縄防衛局提供資料により作成

図表2 米軍専用施設都道府県別面積割合



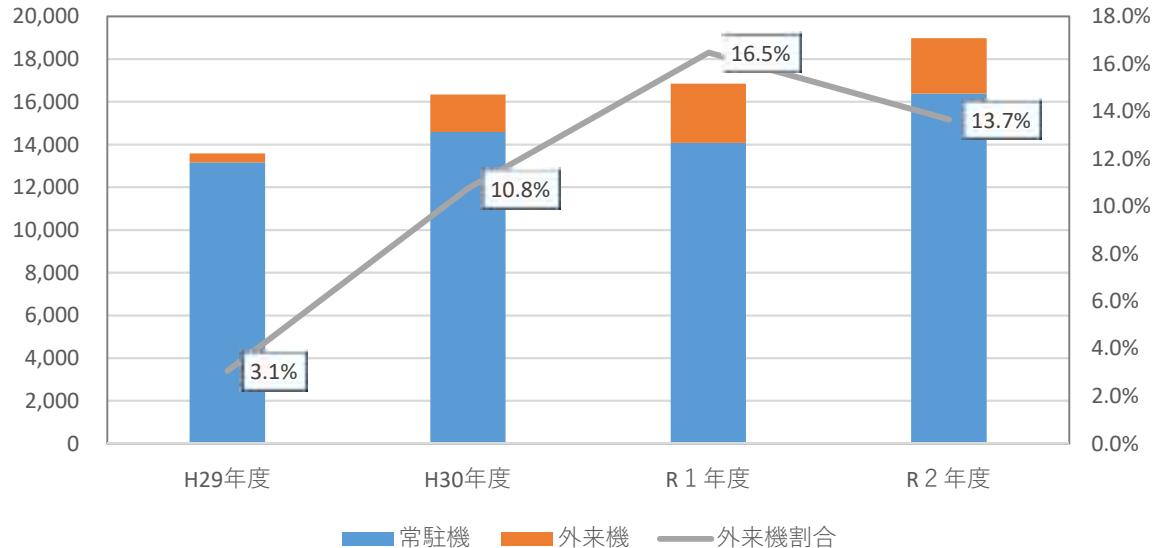
沖縄防衛局提供資料により作成

図表3 米軍専用施設面積が各都道府県面積に占める割合



沖縄防衛局提供資料により作成

(回)  
図表4 離普天間飛行場 離発着状況と  
外来機割合



沖縄防衛局提供資料（令和元年度航空機の離着陸等状況）により作成

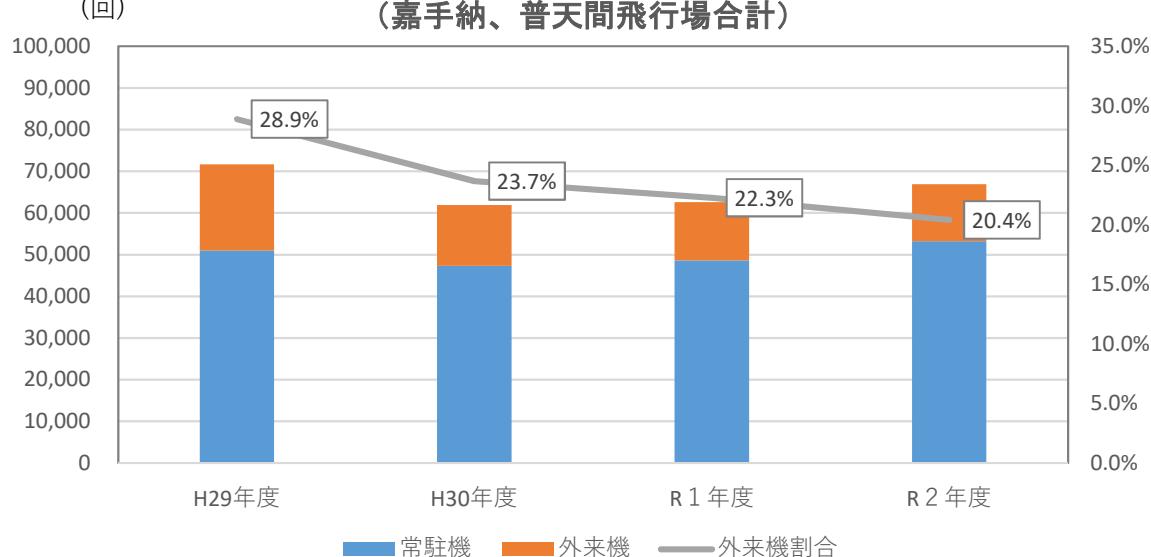
図表5 沖縄県周辺の訓練水域・空域の状況



赤の枠は琉球政府時代の行政区域

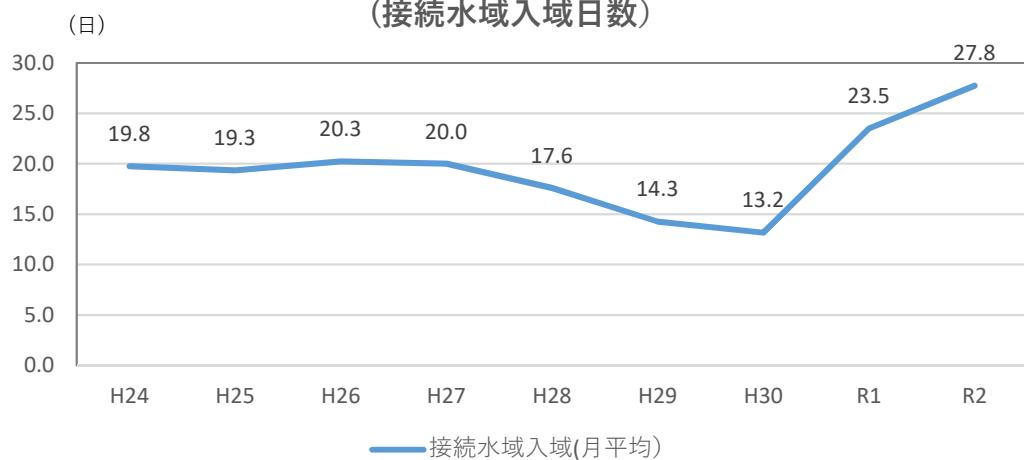
訓練水域・空域については、上記地図に記載されているもののか、住民居住区域に隣接する形で、北部訓練場（国頭村）、キャンプ・シュワブ（名護市）、キャンプ・ハンセン（宜野座村）、金武レッドビーチ、金武ブルービーチ（金武町）、天願桟橋、キャンプ・コートニー、ホワイト・ビーチ地区、陸軍貯油施設、浮原島訓練場、津堅島訓練場（うるま市）、泡瀬通信施設（沖縄市）などがある。

図表6 離着陸状況と外来機の割合  
(嘉手納、普天間飛行場合計)

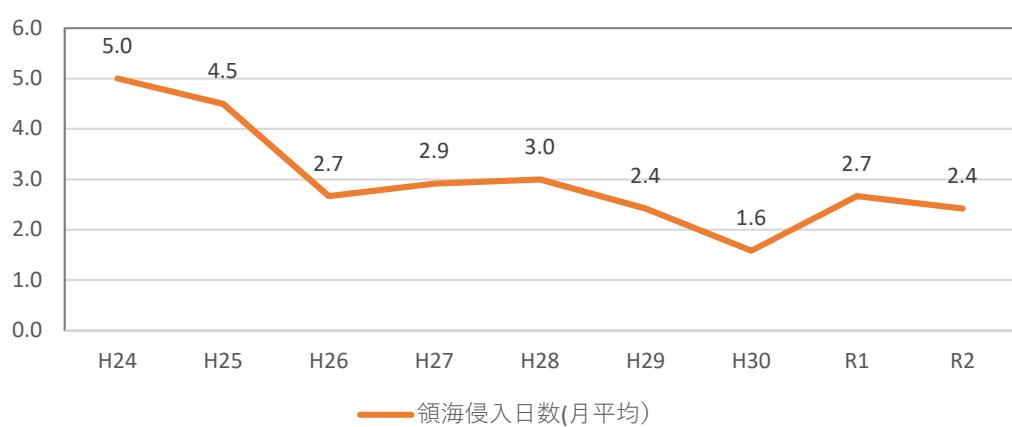


沖縄防衛局提供資料（令和元年度航空機の離着陸等状況）により作成

図表7-1 中国公船尖閣諸島接近状況  
(接続水域入域日数)



図表7-2 中国公船尖閣諸島接近状況  
(領海侵入日数)



第十一管区海上保安本部提供資料により作成

